



事務連絡  
平成30年10月22日

農業者各位

留寿都村農林建設課長 合田 博美

#### 平成30年度留寿都村農業関係補助事業実績報告について

平成30年度留寿都村農業関係補助事業の事業実施期間が、平成30年11月9日（金）をもつて満了します。

つきましては、平成30年11月16日（金）までの期間に来庁し、事業実績報告を行ってくださいますようお願い致します。

また、ご不明な点がありましたら、役場農林建設課農林係（46-3131）までお問い合わせ願います。

#### 記

##### 1. 提出書類：領収書（コピー可）

対象事業 1 留寿都村農道補修事業（農道補修敷砂利事業・農道路盤工事業）

2 留寿都村次世代農業確立特別対策事業

（耕畜連携堆肥供給推進事業…農協以外の業者より堆肥を購入した場合。）

（地力増進作物導入促進事業…農協以外の業者より緑肥を購入した場合）

3 留寿都村自立的土地区画整理事業

4 留寿都村農地等災害防止対策事業

5 留寿都村鳥獣被害防止対策事業（農協以外で電気牧柵を購入した場合）

##### 2. 報告期間：平成30年11月16日（金）まで

##### 3. その他：補助事業の変更・中止につきましては平成30年11月9日（金）までにご連絡いただきますようお願い致します。

なお、実績報告を期間内にされない場合は、事業を中止したとみなしますので、期限厳守にてお願い致します。

また、振込先の変更がある場合もご連絡いただきますようお願い致します。

## Q & A

Q 1 : 堆肥・砂利の業者を変更した際には連絡は必要となりますか？

A 1 : 金額の変更を確認するためにも、申請時より変更があった場合にはご連絡していただけよう  
ご協力願います。

Q 2 : 堆肥・砂利の事業量を変更した際には連絡は必要となりますか？

A 2 : やむを得ず事業量を変更する（した）場合には、役場に来庁し、申告していただくか電話、F  
AXにてご連絡いただきますようお願い致します。

Q 3 : 中止の際の連絡はどのようにしたらいいですか？

A 3 : やむを得ず事業を中止する（した）場合には、役場に来庁し、申告していただくか電話、F A  
Xにてご連絡いただきますようお願い致します。

平成30年10月 農林建設課農林係作成